

各 位

会社名 株式会社ゼットン 代表者の役職名 代表取締役社長 稲本 健一 (コード番号:3057 名証セントレックス)

問い合せ先 執行役員管理本部長 坂井 朗

電話番号 052-243-7050 (代表)

取締役・監査役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件に関するお知らせ

当社は平成20年4月14日開催の取締役会において、下記の通り当社の取締役・監査役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件について、平成20年5月27日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役・監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役が業績の向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、また、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的として、当社取締役および監査役に、当社取締役に対する報酬として年額950万円の範囲、当社監査役に対する報酬として年額50万円の範囲で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予 約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、当社取締役および監査役の報酬額は、平成 18 年 5 月 30 日開催の第 11 回定時株主総会において取締役年額 1 億 5,000 万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)、監査役年額 1,000 万円以内とは別枠となります。

なお、平成20年5月27日開催予定の定時株主総会において取締役選任議案及び監査役選任議案が承認されますと、付与対象者となる取締役は6名となり、監査役については4名となります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式480株を定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を 行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株 式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時 点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結 果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生 じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

480個を定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とす る。なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という) は1株とする。ただし前項に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数に ついても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交 付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に 付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く)にお ける名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を 乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権割 当日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値 の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式 により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額 で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調 整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+ 調整後調整前 1株当たりの時価 行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から2年を経過した日の翌日より5年以内とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件を もとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、 会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の 金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上